



Title	住宅保障法理の展開とドイツ・ハルツ改革 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	嶋田, 佳広
Citation	北海道大学. 博士(法学) 乙第7043号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/69399
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yoshihiro_Shimada_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 嶋田佳広

審査担当者 主査 教授 加藤智章
副査 教授 藤原正則
副査 教授 片桐由喜（小樽商科大学）

住宅保障法理の展開とドイツ・ハルツ改革

伝統的な社会科学系の学問体系において、住宅問題は縁辺あるいは少数の位置づけしか与えられていない、という現状認識が本稿の出発点である。現状を見渡せば、生活保護法にしか住宅にかかる給付の仕組みはないが、住宅扶助がきちんと議論できていないから住宅保障一般へと昇華していないとし、住宅費給付というシステムを採用しているドイツを対象に、住宅保障法理の展開を検討する。

本稿は、わが国における住宅保障の議論状況を概観する序章（「我が国における住宅保障の議論状況」）、日本の生活保護における住宅扶助を検討する第1章（「日本の最低生活保障と住宅」）に加えて、4章からなるドイツの検討により構成されている。

出発点である序章、第1章では、本稿の主たる対象が住宅扶助にあること、ドイツにおける同種の制度と比較検討すること、その過程で住宅扶助の重要性（あるいは絶対的な位置づけ）と特殊性（相対的な位置づけ）を明らかにすること、を総論的に述べたあと、「実施要領に基づく保護」が必ずしもその実体的正当性を保障しないという日本法の限界を明らかにし、序章の問題意識を敷衍し、我が国の住宅扶助の問題点を、2015年改正の前後を見渡しながら、具体的に検討する。

以下、第2章から第5章において、ドイツ法を分析する。

まず大きく「ドイツの最低生活保障制度の動向と変容」と題する第2章において、我が国の生活保護法と長らく比較されてきたドイツの連邦社会扶助法は、2005年に大きな変容を被った。それ自体のインパクトの強烈さをまず把握し、実体法上大きく変動しかつそれ故に違憲訴訟にまで晒されたドイツの保護基準（日本でいうところの生活扶助基準）について、その最低生活保障法上の位置づけを検討する。続いて、判例法理の展開を、時代区分に応じて、二つに分節する。

第3章「連邦社会扶助法(BSHG)時代の住居費給付と判例法理の展開」では、住居費給付が裁判上鋭く争われ、豊かな判例法理が形成されてきた過程をたどり、最低生活保障における需要充足というドイツの公的扶助法を貫く一大原理・需要充足原理が住居費給付をベースに花開いてきたという。この過程を詳細に考察し、住居費の適切性決定システム（需要の発見）および一部支給の可能性（充足の限界）それぞれについて法的論点を検討する。

「社会法典(SGB)第2編時代の住居費給付と判例法理の展開」と題する第4章では、ハルツ改革によってドイツの最低生活保障制度はどうなったのか、社会学や経済学、財政学などでも議論されているテーマであるが、ここでは法学の立場から、かつ前身である連邦社会扶助法との比較も交えて、住居費給付システムの展開を辿る。いったん窒息したと思われた需要充足原理が、基準額給付における違憲判決を経て息を吹き返し、それが住居費給付システムのさらなるアップデートにつながっていくさまを論証する。

最終章である第5章「ドイツ公的扶助における構造原理としての需要充足原理」では、ドイツ

法で需要充足原理といわれるものを、日本法の発想とどのように切り結んで考えることができるのか、公的扶助総論を意識しながら検討する。一つは、それ自体のドグマ性とそれゆえの限界、もう一つは、具体の制度設計との関係を、幾つかの素材をもとに明らかにする。さらに、実質的な最終章として、ドイツ法との比較検討が日本における議論にどのように有効有益であるか、といった視点で全体の議論をまとめる。

これまで、総括的制度構造の比較研究あるいは歴史的な展開過程の研究にとどまっていた生活保護の研究領域において、本稿は、住宅保障という視点を明確に設定したうえで、住宅をめぐる様々な政策をも視野に入れて、ドイツの判例法理をもとに、日本とドイツの生活保護制度の異質性・同質性を論じた野心的な論考である。結論として、生活保護と住宅保障との結節点である住宅扶助の法的構造の解明が急務であること、住宅扶助と生活扶助その他の扶助との関係性を論じるべき生活保護制度の総論的議論の必要性が論じられている。そこには、法制度のみならず、ドイツにおける住宅政策など関連政策に関する豊富な知識に裏打ちされた議論が展開されている。

本稿では、生活保護における給付の在り方として、個別的事実に対する配慮と形式的な公平を求める給付の定型化という対立概念が抽出されている。この個別化と定型化の相剋ともいうべき過程について、さらなる理論的検討を行えば、本稿の価値はより一層高まるはずであるが、このことは本稿が博士論文の水準に達していることを否定するものではないというのが、審査委員全員の一致した評価である。